

『医療措置協定』のご協力をお願い

令和6年4月に施行される改正感染症法により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、都道府県と医療機関が、その機能・役割に応じた協定(医療措置協定)を締結することになりました。

新型コロナウイルスでの対応を踏まえ、平時から、計画的に感染症の発生及びまん延に対する備えを進めていくため、都として医療提供体制の確保を進めてまいります。制度をよくご確認の上、ご協力をお願い申し上げます。

医療措置協定の内容

「**自宅療養者等への医療提供及び健康観察**」のうち、**ご協力頂ける項目について**協定締結をご検討お願い致します。

- **自宅療養者等への訪問看護・健康観察**

自宅療養者・宿泊療養施設・高齢者施設・障害者施設に対して、訪問看護と健康観察を実施（「健康観察」のみの場合は協定締結の対象となりません。）

- **個人防護具の備蓄（協定への記載は、任意事項です）**

サージカルマスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋の5物資について2か月分以上の備蓄が推奨されています。

詳細は、東京都専用Webページをご覧ください

【東京都専用Webページへのアクセス方法】

URL : https://www.hokeniryu.metro.tokyo.lg.jp/kansen/i_kyotei.html

東京都保健医療局 > 感染症対策 > 医療措置協定について

＼ 情報はここから ／



東京都専用Webページ

The screenshot shows the website interface with the following elements:

- Header: 東京都保健医療局 (Tokyo Metropolitan Health Bureau) with language options for Japanese and English.
- Navigation: トップ (Home), 現在のページ (Current page), 医療 (Medical).
- Table of Contents (目次):
 - 1 対象医療機関及び協議
 - 2 協定締結までの流れ
 - 3 協議について
 - 4 お問い合わせ
 - 5 参考情報
- Red callout box: 協議フォーム／お問い合わせフォームは、東京都専用Webページからアクセスできます。 ※「解説」や「よくあるご質問」なども随時更新中です。
- Section (4) 訪問看護事業所: 下記専用協議フォームより、必要事項を記入の上、ご登録をお願いいたします。 <訪問看護事業所専用協議フォーム>

今後のスケジュール

(令和5年度中の締結の場合)

協議フォーム入力（協議開始）

令和6年2月29日（木）まで

これ以降も協議フォームの入力は可能ですが、締結が4月以降になることがあります。

協定書（案）の確認（協議）

入力いただいた内容を記載した協定書（案）をお送りしますので、改めて内容のご確認をお願いします。

協定の締結

令和6年3月中

協定の効力発生

令和6年4月1日～

※令和6年度以降はHPをご確認ください。

医療措置協定等についてのQ&A

※詳しくは、表面の東京都専用Webページを参照ください

Q1 協定を締結した場合、財政支援はありますか？

→ 協定に基づく措置を講じた場合、措置に要する費用については、東京都の予算の範囲内において、都が補助を行うこととしています。なお、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとしています。また、協定締結医療機関に対する平時における診療報酬上の支援等については、現在、国が検討中であり、お知らせできるようになりましたら、東京都専用Webページにてお知らせします。

Q2 医療措置協定の内容は公表されますか？

→ 医療措置協定を締結した時は、感染症法第36条の3第5項に基づき、当該協定の内容を公表することとなっています。協定内のどの部分まで公表するかについては、現在検討中です。

Q3 二次元コードの読み取りができない環境です。どうしたらよいですか？

→ 東京都保健医療局のトップページから、「感染症対策」を選択してください。次に、「医療措置協定について」を選択すると、東京都専用Webページにアクセスできます。

その他、ご質問事項については東京都専用Webページ内「お問い合わせフォーム」にて受け付けております。

URL：https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kansen/i_kyotei.html

(都ホームページ：東京都保健医療局>感染症対策>医療措置協定について)

※専用Webページでは医療措置協定についての解説や、よくあるご質問等も掲載しています。

※インターネットのご利用が難しい場合は、下記のお問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

令和5年度 東京都医療措置協定締結事務局

TEL：0570-055-016（電話対応時間 9時～18時 ※土日祝日及び年末年始を除く）